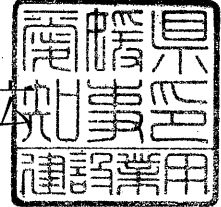


令和 2年 2月20日

(有) 野村建設

野村 一士 様

愛媛県知事 中村 時 彦



一般 建設業の許可について (通知)

令和 2年 1月 29日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許 可 番 号 愛媛県知事 許可(般一 1) 第 10786 号
許 可 の 有 効 期 間 令和 2年 2月 20日 から 令和 7年 2月 19日 まで
建 設 業 の 種 類

土木工事業
大工工事業
とび・土工事業
屋根工事業
鋼構造物工事業
舗装工事業
板金工事業
塗装工事業
内装仕上工事業
建具工事業
解体工事業

建築工事業
左官工事業
石工事業
タイル・れんが・ブロック工事業
鉄筋工事業
しゅんせつ工事業
ガラス工事業
防水工事業
熱絶縁工事業
水道施設工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 7年 1月 20日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)